

# 林業公社だより

- 林業公社の分収林事業とは
- 丸太の利用方法（採材について）
- 林業公社の路網整備について
- 販売実績
- 林業公社の新たな取組

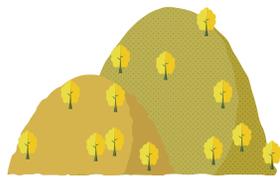


# 林業公社の分収林事業とは

## 【林業公社設立の経緯】

戦後の復興のために無秩序に伐採され荒廃した森林の復旧と、高まる木材需要に備えるため、昭和 33 年分収林特別措置法が制定され、拡大造林が国策として推進されました。

対馬地区においては、広大な森林を活用した地域経済の振興策として  
本土地区（県北地域）においては、産炭地域振興策として



【未利用の雑木林】

個人では管理できない未利用森林を

分収林契約

林業公社の分収林事業で  
森林資源の有効活用

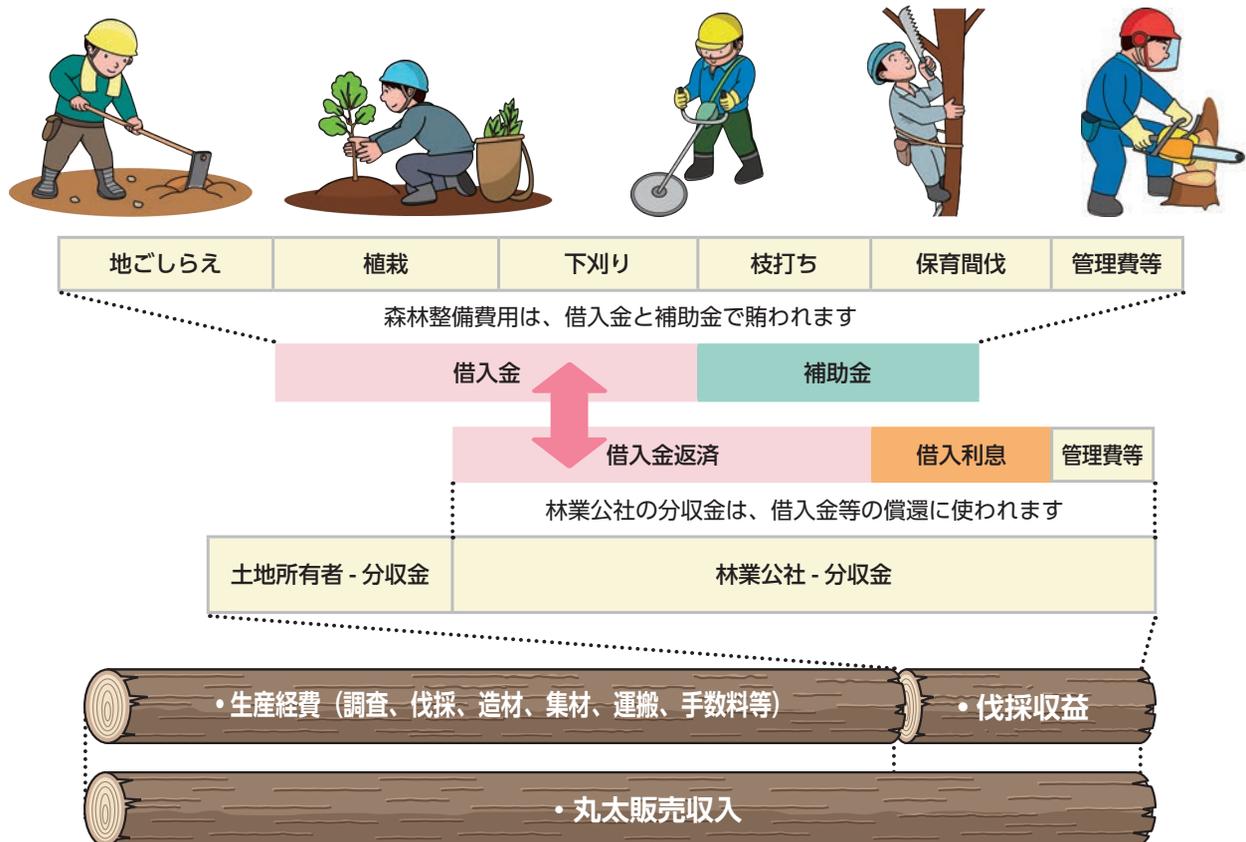


【スギ・ヒノキの人工林】

## 【分収林の運営方法】

- ◆ 自らは管理できない森林所有者に代わり、林業公社が植林から伐採までの森林整備を行います。
- ◆ 森林整備費用は、借入金と造林補助金で調達します。
- ◆ 森林が成長し、収穫時期（約 40 年～）に、搬出間伐を実施し、販売を行います。
- ◆ 間伐で得た伐採収益は、分収林契約で定めた一定割合をもとに分収金を交付します。  
土地所有者（市町 20%、個人 30%）      林業公社（市町 80%、個人 70%）  
※分収割合の変更をお願いしております。      土地所有者の分収率 40%→ 30%
- ◆ 林業公社の分収金は、借入金等の償還に使われます。

## 【林業公社の経営の仕組み】



- 分収林契約後、林業公社は森林整備を実施します。
- 森林整備資金の財源は、借入金と補助金で調達します。
- 森林が成長し発生した伐採収益の林業公社の分収金で、借入金等を返済します。

# 丸太の利用方法（採材について）

## 【有利な販売を目指して】

※採材とは……伐倒木を丸太に切り分けること。

・原木丸太				
・規格 ・長さ・直径	[2.4 m] 径 18cm ~	[3.0 ~ 4.0 m] 径 14 ~ 22cm	[3.0 ~ 4.0 m] 径 8 ~ 12cm	[2.0 m下] 径 7cm 下
①販売先、用途 ②状態 ③価格	①輸出、内装材等 ②小曲り材、曲り材 ③ 10,000 円~	①製材工場、土台・柱材 ②直材、小曲材 ③ 16,000 円~	①製材工場、杭・下地材 ②直材、小曲材 ③ 10,000 円~	林地残材
※③価格は 令和元年度 公社実績 円/m <sup>3</sup> 円/t（発電）	①電力会社、発電材料 ②腐れ、傷材 ③ 6,000 円	①製材業者、集成材 ②多少の曲り材 ③ 16,000 円	①輸出、各種用途 ②多少の曲り材 ③ 8,000 円~	
	①チップ業者、紙原料 ②腐れ、傷材 ③ 5,000 円	①合板会社、ベニア板 ②多少の曲り材 ③ 14,000 円	①電力会社、発電材料 ②腐れ、傷材 ③ 6,000 円	

1本の原木丸太から採材する、長さ・太さ（直径）・状態等の規格の違いで、価格が大きく変わり、採材技術の向上や用途別の規格品生産、品質管理が重要となります。

丸太の販売は、『適材適所』な組み合わせで、有利な取引を目指すとともに、計画的な伐採による『定期定量』の生産を軸に、様々な販売戦略を展開しています。

## 林業公社の路網整備について

### 【丈夫で簡易な「森林作業道」】

林業公社造林地から木材を搬出し、有利に販売していくためには、路網整備が重要です。

また、森林整備を安全で効率的に実施する高性能林業機械での作業には、路網整備が不可欠です。

路網は「林道」、「林業専用道」及び「森林作業道」に大別され、林業公社が積極的に整備を進め、土地所有者様に開設のお知らせをしているのが「森林作業道」であります。

「森林作業道」は、間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のため継続的に用いられる道であります。

地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保し、路体も基本的に土構造としつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易なものとしております。

「森林作業道」は、目標とする森林づくりのための基盤となります。

**林道**

**林道**  
一般車両の走行も想定し安全施設を備えた道



**林業専用道**

10t積トラック等の走行を想定した必要最小限の構造の道



**森林作業道**

フォワーダ等の林業機械の走行を想定した森林施薬用の道





出典：林野庁 Web サイト (<https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sagyoudo/romousuisin>)

# 販売実績

## 【現在の木材運搬方法】

### 木材運搬専用大型トラック（林業用ローダークレーン搭載）

山から運び出された丸太は、土場に集めトラックに積んで原木市場や貯木場などに運び、製材業者に買われていきます。

長崎本土地区では、木材運搬専用のトレーラを数台保有している業者と年間契約を締結し、効率的で有利な運搬を実施しております。

1回で約100本～150本（20tトレーラ）を輸送します。1日で2～3回輸送しますので、約400本程度を貯木できる道路端の土場が必要となります。



### バラ積み貨物船

バルクキャリアともいい、穀物、石炭、鉱石、木材などをバラ積みして運搬する貨物船のことで、梱包されずに輸送します。丸太をワイヤーロープで10本程度に束ね、クレーンで吊り上げて船倉に積み込みます。

五島、対馬地区にも林業公社造林地があり、木材の島外出荷にはこのバラ積み貨物船で輸送します。

1回で約350～450<sup>m</sup>（2,700本～3,500本）を輸送します。海に隣接する港湾施設に貯木するので、木材が痛まないよう迅速な集材が必要となり、計画的な伐採・搬出計画が必要となります。

## 【現在の木材出荷先】

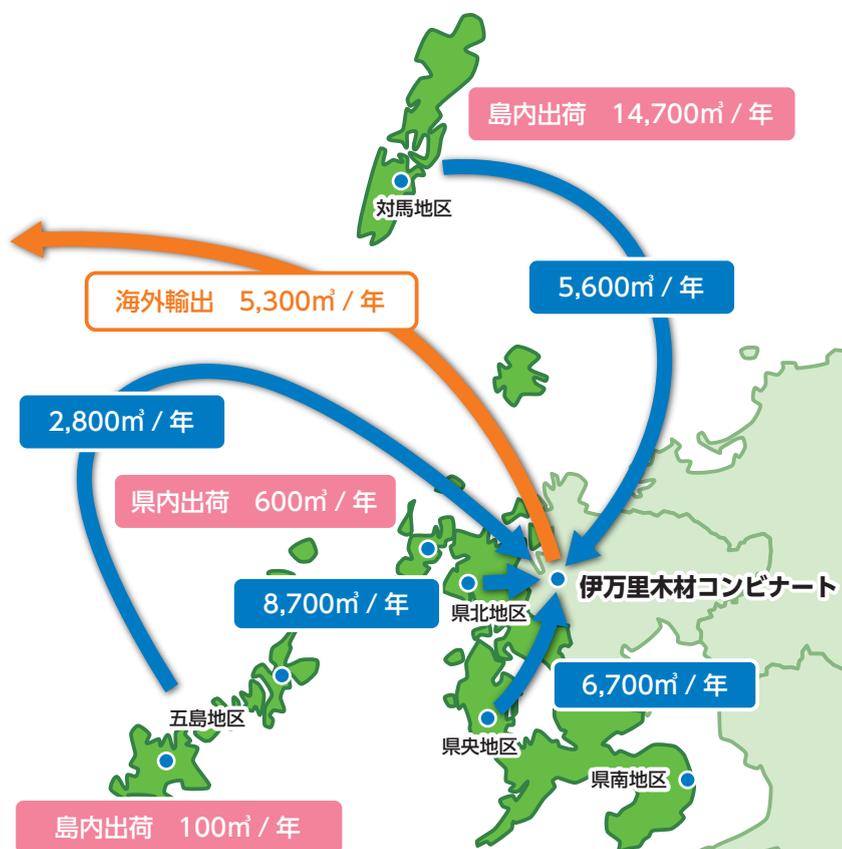
林業公社の造林地約11,000haは、離島を含めた県内に存在しております。

その造林地から年間約40,000<sup>m</sup>の木材を生産し、出荷しています。

本土地区においては木材運搬専用大型トラックを活用した輸送、離島地区においてはバラ積み貨物船の活用で、輸送コストの低減を図っております。

伊万里木材コンビナート（主に伊万里木材市場）への出荷では、H20年度よりシステム販売での単価協定を締結した製材工場、また、海外輸出などの有利販売に取り組んでおります。

対馬地区においては、地元の製材工場とも協定を締結し、有利販売に加え、地域産業の活性化にも取り組んでおります。



(令和元年度の木材出荷先)

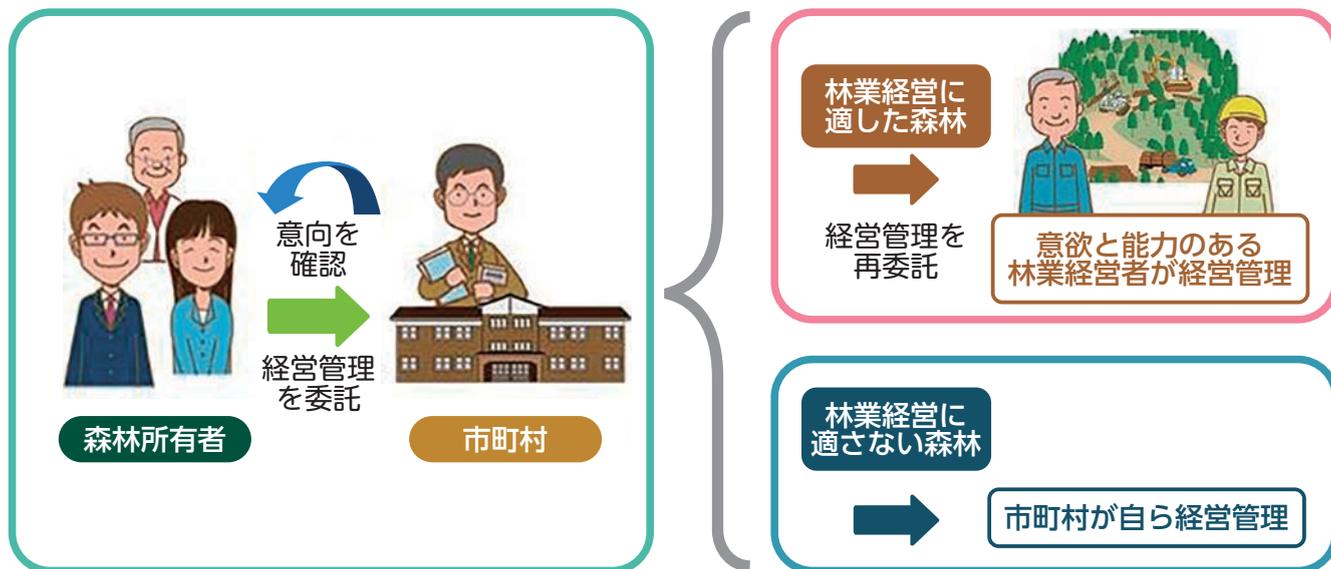
# 林業公社の新たな取組

## 【森林経営管理サポート事業】

### 新たな森林管理システム「森林経営管理制度」の市町支援

本年度から始まった森林管理制度に係る、市町が実施する事務等について、林業公社社員でもある市町が担う森林経営管理推進への取組について事務・技術支援を実施します。

これまでに培った間伐事業や作業道開設事業等森林整備に関するノウハウを用い、新たな森林経営管理への事務支援や技術支援、相談対応などについて、市町への「森林経営管理サポート事業」として実施します。



林業公社では森林整備等に関する技術的観点から、市町に対して下記について事務手続きを支援します

### ▶ 事務支援の内容

- ①対象森林の選定（施業履歴の確認等）
- ②所有者の確認（林地台帳等）
- ③意向調査対象森林と実施時期の決定
- ④地区説明会等の開催
- ⑤森林所有者への意向調査
- ⑥経営管理権集積計画（案）の作成
- ⑦森林所有者及び権利者の同意取得
- ⑧境界の明確化
- ⑨経営管理権集積計画の公告
- ⑩経営管理権の設定・取得

①～⑩一般的な事務手続き支援

#### 林業経営に適した森林

意欲と能力のある林業経営者に  
経営管理を再委託するための事務手続き支援  
(設計書作成、施工管理、検査等)

#### 林業経営に適さない森林

市町自らが  
経営管理を実施するための事務手続き支援  
(設計書作成、施工管理、検査等)

### ▶ 技術研修会等の開催

○市町職員等の人材育成のための研修会や現地での講習会の開催

○伐採や搬出方法などの経費積算の作成支援

森林所有者の方の「森林経営管理制度」についてのご質問、ご相談にも対応いたします。



※県の委託を受け、県下市町職員への技術研修会を開催

## 【保安林制度について】

- 公益的機能の発揮が特に要請される森林については、森林法に基づき「保安林」に指定して、立木の伐採や土地の形質の変更等を規制しています。
- 全国の森林面積の49%（H30年度末）、長崎県の森林面積の30%：林業公社の森林面積の41%（R元年度末）が保安林に指定されています。

保安林の種類：水源涵養保安林や土砂流出防備保安林など17種類の保安林  
 伐採制限：伐採の方法や伐採面積に限度があります  
 伐採時の手続き：県知事の許可が必要です  
 伐採後の植栽：伐採後の植栽義務があります  
 土地の形質変更：県知事の許可が必要です  
 土地の転用：県知事の許可が必要です  
 優遇措置：固定資産税や不動産取得税等は課税されません

### 分収林契約者・代表者・代理人の皆様へ

#### 土地の売買・契約者の異動等

- 造林地を売買、又は収益分収権の譲渡、質入れ、担保に入れる場合は、事前に林業公社の承認が必要です。（分収林契約によって無断転用は禁じられております）
- 造林地を相続、贈与、購入等で所有権の移転が発生した場合は、速やかに林業公社にご連絡ください。
- 造林地契約者の代表者や代理人の変更、又は住所が変更された場合は、速やかに林業公社にご連絡ください。

#### 本社事務所

〒854-0063 諫早市貝津町 1122-6  
 TEL0957-25-0346 FAX0957-25-0347

#### 対馬事務所

〒817-8520 対馬市巖原町宮谷 224  
 TEL0920-52-0551 FAX0920-52-0884

#### 県北事務所

〒857-0312 北松浦郡佐々町市場免 3-3  
 TEL0956-62-2816 FAX0956-62-2816



1959年7月（林業通信）



1965年3月（長崎の林業）

編集  
後記

林業公社のホームページをリニューアルしました。  
 with コロナ時代に求められる非接触の情報伝達ツールとして益々重要になってくると思います。  
 今回の林業公社だよりの記事に関係している林業公社発足当時の情報誌（長崎県発行の「林業通信」「長崎の林業」）の紙面を貼り付けております。  
 お時間があるときにでも、見やすくなったホームページからご覧ください。

